

廃棄物行政に関する三者協議会設置要綱

(目的)

第1条 廃棄物行政の円滑かつ合理的な推進を図ることを目的に、調整及び意見交換を行うため、豊中市、伊丹市、豊中市伊丹市クリーンランドの三者による廃棄物行政に関する三者協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 三者協議会は、次の職員により構成し、その議長は豊中市伊丹市クリーンランド事務局長とし、議長不在のときは、事務局次長（事務担当）が代行する。

- (1) 豊中市環境部長
- (2) 豊中市環境部資源循環長
- (3) 豊中市環境部減量計画課長
- (4) 伊丹市市民自治部長
- (5) 伊丹市市民自治部環境クリーンセンター所長
- (6) 伊丹市市民自治部環境政策室長
- (7) 豊中市伊丹市クリーンランド事務局長
- (8) 豊中市伊丹市クリーンランド事務局次長（事務担当）
- (9) 豊中市伊丹市クリーンランド事務局次長（技術担当）
- (10) その他各部長が指名する職員

(実務担当者会議)

第3条 三者協議会に実務担当者会議を設置することができる。

- (1) 実務担当者会議は三者協議会の決定事項について、調査・研究・具体化等を行う。
- (2) 実務担当者会議の議長は、会議で定める。

(庶務)

第4条 三者協議会に必要な庶務は豊中市伊丹市クリーンランド総務課が行う。

(その他)

第5条 その他、三者協議会の運営に必要なことは、会議に諮って、議長が別に定める。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から実施する。